

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及び定めた理由

項目	改正区分	内容	理由
開場の日時等	継続	<p>第5条 魚市場は、次に掲げる日を除き、開場する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に開場し、又は休場することができる。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 12月31日から翌年の1月3日まで</p> <p>第6条 魚市場の開場の時間は、午前6時30分から午後5時までとする。ただし、市長は、魚市場の運営上必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>第7条 市長は、魚市場の開場の期日又は時間を変更したときは、その旨を周知するものとする。</p>	安定的な生鮮水産物等の流通と市場の適切かつ健全な運営及び管理を図るため
卸売業者の数	継続	<p>第9条 卸売業者の数は、次のとおりとする。</p> <p>水産物部 1</p>	市場の適切かつ健全な運営及び管理を図るため
卸売の業務の許可	新規	<p>第10条 卸売の業務（魚市場に出荷される生鮮水産物等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、魚市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者が、法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。</p>	茨城県卸売市場条例に基づいた卸売業務に関する許可制度が、卸売市場法の改正により廃止されることに伴い、市場における取引の専門性を考慮し、取引を秩序維持するため業務の許可を新たに条例で規定する

		<p>(3) 申請者が、第18条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの</p> <p>ウ 第18条の規定による許可の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時その法人の業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して2年を経過しないもの</p> <p>(5) 申請者が卸売の業務を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(6) その許可をすることにより、卸売業者の数が前条に定める卸売業者の数を超えることとなるとき。</p>	
保証金の預託、額等	継続	<p>第11条 卸売業者は、前条第1項の許可の通知を受けた日から起算して10日以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定による保証金の預託後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。</p> <p>第12条 前条の保証金の額は、100万円とする。</p> <p>2 保証金は、現金をもって預託しなければならない。</p> <p>第13条 市長は、卸売業者が第40条第1項又は第41条第1項の使用料その他魚市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、当該卸売業者が預託した保証金をこれに充てることができる。</p> <p>第14条 保証金は、卸売業者が卸売の業務を廃止し、又はその業務の許可を取り消された日から起算して30日を経過した後でなければ、これを返還しない。</p>	市場の適切かつ健全な運営及び管理を図るため

<p>卸売業者の事業譲渡，名称変更，許可の取消し等</p>	<p>新規</p>	<p>第15条 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡をする場合において，譲渡人及び譲受人が当該譲渡について市長の認可を受けたときは，譲受人は，卸売業者の地位を承継する。</p> <p>2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において，当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは，合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は，卸売業者の地位を承継する。</p> <p>3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請しなければならない。</p> <p>4 第10条第2項の規定は，第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において，同条第2項中「前項の許可の申請」とあるのは「第15条第1項又は第2項の認可の申請」と，「同項の許可」とあるのは「これらの規定の認可」と，「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。</p>	<p>茨城県卸売市場条例に基づいた卸売業務に関する許可制度が，卸売市場法の改正により廃止されることに伴い，卸売業者の事業の譲渡，名称変更の届出，許可の取消しについて規定する</p>
		<p>第16条 卸売業者は，次の各号のいずれかに該当するときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 名称又は所在地を変更したとき。</p> <p>(2) 役員に変更があったとき。</p> <p>(3) 卸売の業務を開始し，休止し，再開し，又は廃止したとき。</p> <p>2 卸売業者が解散したときは，清算人は，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。</p>	
		<p>第18条 市長は，卸売業者が，第10条第2項第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき，又は卸売の業務を遂行するのに必要な資力信用を有しなく</p>	

		<p>なつたと認めるときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに第10条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に卸売の業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上卸売の業務を休止したとき。</p>	
せり人	一部改正	<p>第19条 卸売業者が魚市場において行う卸売のせり人は、せりを遂行するのに必要な経験、能力その他規則で定める要件を具備する者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項に規定する要件を具備する者をせり人と定めたとき又はその者がせり人でなくなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	茨城県卸売市場条例に基づいた競り人届出義務が、卸売市場法の改正により廃止されることに伴い、届出を市長に改め一部条例を改正する
買受人の承認	一部改正	<p>第20条 魚市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。</p> <p>(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者が卸売業者であるとき。</p> <p>(4) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その代表者）が卸売業者の役員又は使用人であるとき。</p> <p>(5) 申請者が、第23条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。</p> <p>(6) 申請者が、第23条の規定による承認の取消しを受けた法人にその処分を受け</p>	承認の要件を明確に規定することにより、市場における取引の専門性を考慮するとともに、取引を秩序維持するため一部条例を改正する

		<p>る原因となった事項が発生した当時その法人の業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して2年を経過しないものであるとき。</p> <p>(7) 申請者の役員のうち、第23条の規定による承認の取消しを受けた者又はその処分を受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時その法人の業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して2年を経過しないものがあるとき。</p>	
買受人組合	継続	<p>第21条 買受人は、買受人をもって組織する組合を設立したときは、その規約、役員の名及び組合員数を市長に届け出るものとする。これらを変更したときも、同様とする。</p>	市場における公正な取引を確保するため
買受人の名称変更等の届出、承認の取消し	規則から条例へ	<p>第22条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。</p> <p>(2) 法人である場合にあつては、役員に変更があつたとき。</p> <p>(3) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。</p> <p>2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第23条 市長は、買受人が、第20条第2項第1号、第3号、第4号若しくは第7号のいずれかに該当することとなつたとき、又は買受人として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。</p>	市場における公正な取引を確保するため
売買取引の単位	継続	<p>第26条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難であると市長が認めるときは、重量以外の単位によることができる。</p>	市場における公正な取引を確保するため
卸売の相手方の制	継続	<p>第28条 卸売業者は、卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしては</p>	産地市場における公正かつ安定

限		<p>ならない。ただし、次に掲げる場合において、買受人側の意見を聴取し買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 魚市場における入荷量が著しく多く、又は出荷された生鮮水産物等が買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため、残品を生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) 買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合</p>	<p>的な業務運営を行うため</p>
卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止	継続	<p>第29条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、魚市場において生鮮水産物等についてされる卸売の相手方として、生鮮水産物等を買受けしてはならない。ただし、買受人に著しく不利益を及ぼさない範囲において、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>産地市場における公正かつ安定的な業務運営を行うため</p>
卸売をした物品の引取り等	継続	<p>第30条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を、速やかに引き取らなければならない。</p> <p>2 取引の成立を記帳した後において、物品の減量、損傷その他損害を生じたときは、全て買受人の負担とする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>取引参加者間の円滑な流通秩序を維持するため</p>
売買取引の制限	新規	<p>第31条 せり売り又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 不当な価格を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 卸売業者又は買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 買受代金の支払を怠ったとき。</p>	<p>市場における公正公平な取引を確保するため、公正取引があった場合の取引制限を新たに条例で規定する</p>
衛生上有害な物品の売買の禁止等	継続	<p>第32条 衛生上有害な物品は、これを魚市場において売買し、又は売買の目的をもって魚市場に搬入し、若しくは所持してはならない。</p> <p>2 市長は、衛生上有害な物品があると認めるときは、その売買を差し止め、又は撤去</p>	<p>安心・安全な生鮮水産物等の流通を確保するため</p>

		を命ずることができる。	
卸売予定数量等の報告	新規	<p>第34条 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、当日卸売をする物品について、品目ごとの数量を市長に報告するものとする。</p> <p>2 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、当日卸売をした物品について、品目ごとの数量及び価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）を市長に報告するものとする。</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、その月の前月中に卸売をした物品について、品目ごとの数量及び価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）を市長に報告するものとする。</p>	開設者が卸売予定数量等の公表をするため、卸売業者からの報告を受けるために新たに条例で規定する
魚市場の使用、施設の使用、使用料等	継続	<p>第38条 卸売業者は、魚市場の使用に当たっては、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による許可の期間は、ひたちなか市魚市場委員会の意見を聴いて市長が定める。</p> <p>第39条 卸売業者及び買受人（以下「業務者」という。）が使用する魚市場の施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 計算室及び入札室</p> <p>(2) 研修室</p> <p>2 業務者は、前項の施設の使用に当たっては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、業務者以外の者に対しても研修室の使用を許可することができる。</p> <p>4 魚市場の事務室及び会議室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>第40条 第38条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p>	市場の適切かつ健全な運営及び管理を図るため

	<p>2 前項の使用料の額（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）は、当該月の卸売金額の合計額の1,000分の5の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第41条 第39条第2項から第4項までの許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める額の使用料を、これらの表で定めるところにより納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、次に掲げる場合には、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 漁業者又は水産業に関係する団体が使用する場合</p> <p>(2) 水産業の振興に資する活動のための使用と認められる場合</p> <p>(3) その他公益上減額し、又は免除する必要があると認める場合</p> <p>第42条 次に掲げる費用は、第38条第1項の許可を受けた者その他市長が指定する者の負担とする。</p> <p>(1) 電灯、電力、電話、水道並びに冷房及び暖房の設備の使用に要する費用</p> <p>(2) 汚物及びごみの処理に要する費用</p> <p>(3) その他当該者の負担が適当と認められる費用</p> <p>第43条 第38条第1項の許可を受けた者及び使用者（以下「使用者等」という。）は、当該魚市場の施設の用途若しくは原状を変更し、又は当該魚市場の施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他の者に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等に対し、第38条第1項の許可若しくは使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は魚市場の使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。</p>	
--	---	--

		<p>(1) 使用者等がこの条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者等が魚市場の管理及び運営に必要な市長の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 使用者等が魚市場をその目的以外の目的に使用し、公益を害すると認められるとき。</p> <p>(4) 魚市場について災害の予防、衛生の保持その他管理上必要があると認めるとき。</p> <p>第45条 使用者等の死亡、解散若しくは廃業又はその業務に係る許可の取消しその他の理由により魚市場の施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に、当該施設を返還しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、相続人、清算人、代理人又は本人は、自己の費用で当該施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>第46条 市長は、故意又は過失により魚市場の施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。</p> <p>第47条 市長は、必要があると認める場合には、魚市場の施設の管理の一部を卸売業者に委託することができる。</p>	
<p>ひたちなか市魚市場委員会の設置、所掌事務、組織等</p>	<p>継続</p>	<p>第50条 市長の附属機関として、ひたちなか市魚市場委員会（以下「魚市場委員会」という。）を置く。</p> <p>第51条 魚市場委員会は、次に掲げる事項を協議して、市長の諮問に答申し、又は意見を具申するものとする。</p> <p>(1) 魚市場の施設・設備の改善、卸売の業務の運営等に関すること。</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認める事項</p> <p>第52条 魚市場委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>第53条 委員は、卸売業者、買受人その他の水産業の関係者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p>	<p>市場の適切かつ健全な運営及び管理を図るため</p>

	<p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p>	
	<p>第54条 魚市場委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。</p>	